

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
（当たる日は、休きがと日）

目 次

◇規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則（景観自然課）

公布された規則のあらまし

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十九号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

◇鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

一 免税軽油の引取り等に係る報告書を毎月提出する必要のない者を一月の免税

軽油の使用量が二千リットル以下の者等とするとともに、当該報告書の提出期

限を原則として新たな免税証の交付申請の日とするとした。(第五十四条

関係)

二 納税管理人承認申請書及び納税管理人選定免除認定申請書の様式を定めるこ

ととした。(第二条の四関係)

三 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、一は平成十年十月

一日から施行することとした。

第二条の五中「第一号様式の八」を「第一号様式の十」に改める。

◇鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則

一 米子市の区域において行われる大規模行為については、鳥取県景観形成条例第四章の大規模行為に関する景観形成の規定は適用しないこととした。(新第

三十条関係)

二 この規則は、平成十年十月一日から施行することとした。

第三条中「第一号様式の九」を「第一号様式の十一」に改める。

第五十四条及び第五十五条を次のように改める。

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限)

第五十四条 条例第一百四十八条に規定する特別な事情があると認められる者は、次のいずれかに該当する者とする。

一 交付を受けた免税証の数量を当該免税証の有効期間の月数（有効期間に一月に満たない期間が生じるときは、その期間を一月として計算する。）で除した数量が二千リットル以下となる者

二 国又は地方公共団体の機関の長及びこれらに準ずる者

三 免税軽油の使用に係る業務の特殊性等により毎月報告することが困難であると認められる者

2 条例第一百四十八条に規定する規則で定める期限は、次のとおりとする。

一 新たな免税証の交付申請の日の属する月の前月の末日までの期間に係る報告書については、当該交付申請の日

二 免税証の有効期間の末日から二月を経過する日の属する月の末日までの期間に係る報告書（前号に掲げるものを除く。）については、当該免税証の有効期間の末日から三月を経過する日の属する月の末日

三 免税証の有効期間の末日から二月を経過する日の属する月後の各月の初日から末日までの期間に係る報告書（第一号に掲げるものを除く。）については、その月の翌月の末日

第五十五条 削除

「第一号様式の七 納稅管理人

様式目次中「第一号様式の七 納稅管理人申告書」を 第一号様式の八 納稅管理人

第一号様式の九 納稅管理人

申告書

承認申請書 に、「第一号様式の八」を「第一号様式の十」に、「第一号様式の

選定免除認定申請書」

九」を「第一号様式の十一」に改める。

第一号様式の七を次のように改める。

第一号様式の七（第二条の四関係）

納 稅 管 理 人 申 告 書

年 月 日	住 所 (所 在 地)
	氏 名 (名前及び代表者の氏名) 印

税に係る納稅に関する一切の事項を処理させるため下記の者を納稅管 理人に定めましたので、鳥取県税条例第21条第1項の規定により申告します。			
納 税 人 (所 在 地)	住 所 (所 在 地)	姓 名 (名前及び代表者の氏名)	電 話 番 号

上記の納稅管理人となることを承諾しました。

年 月 日

住 所
(所 在 地)

氏 名
(名前及び代表者の氏名)
印

第一号様式の九を第一号様式の十一へ、第一号様式の八を第一号様式の十へ、第一号様式の七の次に次の「一様式を加へる。」

第一号様式の八（第二条の四関係）

納税管理人承認申請書	
年月日	住所 (所在地)
職氏名様 <small>(<u>氏名 (<u>名称及び代表 者の氏名</u>)</u></small>	氏名 <small>(<u>名称及び代表 者の氏名</u>)</small> ④

税に係る納税に関する一切の事項を処理させるため下記の者を納税管理人に定めたいので、鳥取県税条例第21条第1項の規定により申請します。

第一号様式の九（第二条の四関係）	
納税管理人選定免除認定申請書	
年月日	住所 (所在地)
職氏名様 <small>(<u>氏名 (<u>名称及び代表 者の氏名</u>)</u></small>	氏名 <small>(<u>名称及び代表 者の氏名</u>)</small> ④
納税管理人を定めることを要しない旨の認定を受けたいので、鳥取県税条例第21条第2項の規定により申請します。	
上記の納税管理人となることを承諾します。	
年月日	住所 (所在地)
氏名 <small>(<u>名称及び代表 者の氏名</u>)</small> ④	陸頭

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五十四条及び第五十五条の改正規定

は、平成十年十月一日から施行する。

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十号

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県景観形成条例施行規則（平成五年七月鳥取県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

（市町村条例との調整）
第三十条 条例第二十八条の規則で定める行為は、米子市の区域において行われる大規模行為とする。

附 則

この規則は、平成十年十月一日から施行する。